

平成27年2月6日  
海上保安庁

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第29条に基づく  
平成26年における傍受に関する国会報告について

平成26年中の通信傍受の実施状況等について、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第29条の規定に基づき、本日、政府として国会報告をしたところです。

その内容は別表のとおりです。

なお、海上保安庁では、平成26年中に、傍受令状を請求し、傍受令状の発付を受け、又は傍受の実施をしたことはなく、傍受が行われた事件に関して逮捕した者はありません。

（注）政府は、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」第29条に基づき、毎年、次に掲げる事項を国会に報告するとともに、公表することとされています。

- ・ 傍受令状の請求及び発付の件数
- ・ その請求及び発付に係る罪名
- ・ 傍受の対象とした通信手段の種類
- ・ 傍受の実施をした期間
- ・ 傍受の実施をしている間における通話の回数
- ・ 令状記載通信等が行われたものの数
- ・ 傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数

警察庁、法務省、厚生労働省にて同時発表

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告

平成二十六年 一月 一日から

同年十二月三十一日まで

平成二十七年二月

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告（平成二十六年）

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づき、平成二十六年における通信傍受等に関する左記のとおり報告します。

#### 記

平成二十六年中の傍受令状の請求・発付の件数等、傍受の実施状況及び傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数については、別表一のとおりである。

また、平成二十五年中に傍受が行われた事件に関して新たに逮捕した人員数については、別表二のとおりである。

別表一

番号	傍		受令状		実	施		期	間	逮捕
	請求	発付	罪名（罰条）	通信手段の種類		回数	第二十一条第一項			
一	一件	一件	大麻取締法違反（同法第二十四条第二項、同第一項、刑法第六十条） 【営利目的の大麻栽培】	携帯電話	日間 二十四	三五三 回十百	六二 回十	なし	六人	
二	二件	二件	覚せい剤取締法違反（同法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	日間 二十二	八六二 回十百	回百五	なし	十五人	
三	一件	一件	覚せい剤取締法違反（同法第四十一条の二第二項、同第一項、同第三項、刑法第六十条） 【営利目的の覚醒剤譲渡等】	携帯電話	日間 二十八	回十百千 七二九	二三五 回十百	なし	十人	

四						番号		
六件						請求	傍	
六件						発付		
覚せい剤取締法違反（同法第四十一条の 二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【営利目的の覚醒剤譲渡】						罪名 （罰条）	受令状	
携帯電話						の通信手段 種類		
九日間	間十六日	間三十日	間十三日	六日間	間十四日	実		
回二十五	一五二回十百	六五三回十百	二七回十	二二回十	五三回十	回数	施	
八五回十	八三回十	回十三	五三回十	なし	一回	第二号	期	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	第三号	間	
人十七						数人員	逮捕	

六				五		番号	
四件				二件		請求	
四件				二件		発付	
銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条第一項、第三条の十三、第三十一条の三第二項、同第一項前段、第三条第一項、刑法第六十条） 【拳銃の発射、拳銃の加重所持】				【業として行う覚醒剤の譲渡、営利目的の覚醒剤譲渡】		罪名（罰条）	
携帯電話				携帯電話		通信手段の種類	
十日間	二十六日間	八日間	三十日間	二十五日間	二十五日間	実	
回百一十三	回百一十五	回百七十九	回百九十八	回四百八十四	回三百三十三	施	
七回	二回	八回	なし	回百七十四	回三十六	回数	期間
なし	一回	二回	なし	なし	なし	第一号	第二号
なし				六人		逮捕人員数	

九		八		七		番号	
二件		一件		二件		請求	
二件		一件		二件		発付	
麻薬特例法違反（同法第五条第一号、同第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、麻薬及び向精神薬取締法第六十六条第二項、同第一項、刑法第六十条） <b>【業として行う覚醒剤等の譲渡】</b>		銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の三第二項、同第一項前段、第三条第一項、第三十一条の八、第三条の三第一項、刑法第六十条） <b>【拳銃の加重所持、拳銃実包の所持】</b>		銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の三第二項、同第一項後段、第三条第一項、第三十一条の八、第三条の三第一項、刑法第六十条） <b>【拳銃の加重所持、拳銃実包の所持等】</b>		罪名（罰条）	
携帯電話		携帯電話		携帯電話		通信手段の種類	
間十五日	間十五日	間三十日	間三十日	間三十日	間三十日	実	
八九千回十百	三八三回十百	四七千回十百	五九三回十百	一七六回十百	回数	施	
二六二回十百	六四回十	なし	なし	一回	第一号	期	
なし	なし	回十二	なし	なし	第二号	間	
一人		なし		なし		逮捕人員数	

十					番号	
五件					請求	傍
五件					発付	
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八号第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚醒剤等の譲渡等】					罪名（罰条）	受令状
携帯電話					の通信手段種類	
日間 二 十 六	一 日 間	日間 二 十 七	日間 二 十 八	日間 二 十 八	実	
五 五 回 十 百	なし	二 七 四 回 十 百	回 十 百 千 八 九 二	五 九 四 二 回 十 百 千	回 通 話 数	施 期 間
九 九 回 十	なし	回 十 百 三 四	なし	八 回	第 一 号	
なし	なし	なし	回 十 百 四 九	四 七 四 回 十 百	第 二 号	第 二 十 一 条 第 一 項
人 十 七					数 人 員	逮 捕

(注一) 「携帯電話」はPHSを含む。  
 (注二) 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。



別表二  
(平成二十五年)

番号	傍		受	令	状
	請求	発付			
四	二件 <small>(報告済み)</small>	二件 <small>(報告済み)</small>	麻薬特例法違反(同法第五条第四号、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条) 覚せい剤取締法違反(同法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条) <b>【業として行う覚醒剤の譲渡、営利目的の覚醒剤譲渡】</b>		
七	三件 <small>(報告済み)</small>	三件 <small>(報告済み)</small>	銃砲刀剣類所持等取締法違反(同法第三十一条第一項、第三条の十三、第三十一条の三第二項、同第一項前段、第三条第一項、刑法第六十条) 組織的犯罪処罰法違反(同法第三条第一項第七号、第四条、刑法第九十九条、第六十条) <b>【拳銃の発射、拳銃の加重所持、組織的な殺人未遂】</b>		
九	六件 <small>(報告済み)</small>	六件 <small>(報告済み)</small>	麻薬特例法違反(同法第五条第四号、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条) <b>【業として行う覚醒剤の譲渡】</b>		
十	三件 <small>(報告済み)</small>	三件 <small>(報告済み)</small>	麻薬特例法違反(同法第五条第四号、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条) <b>【業として行う覚醒剤の譲渡】</b>		
十一	七件 <small>(報告済み)</small>	七件 <small>(報告済み)</small>	麻薬特例法違反(同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条) <b>【業として行う覚醒剤等の譲渡】</b>		
					新たに逮捕した人員数
					一人
					一人
					八人
					一人
					十二人

(注一)

「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいい、「組織的犯罪処罰法」とは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。

(注二)

「新たに逮捕した人員数」とは、平成二十五年中に傍受を実施した事件に関連して、平成二十六年中に新たに逮捕した人員数をいう。

(注三)

平成十四年から平成二十四年までに傍受を実施した事件に関連した平成二十六年中の新たな逮捕者はなかった。